

# 平成31年度綾部市予算編成方針

## 第1 はじめに

我が国の経済は弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されています。

しかしながら、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動、消費税増税の影響など、依然として不透明な状況が今後も続くものと見込まれています。

### 1 綾部市の財政状況

平成29年度決算を見てみると、市税収入については企業収益の改善や設備投資が増えたことにより、46億4千万円と、2年連続増となりました。市税を中心とした自主財源の割合は、36.0%で前年度から0.7ポイント低下し、なかでも地方交付税は前年度対比1.3%の減となるなど、一般財源総額は減少し、国や経済の動向に大きく影響を受ける財政構造となっています。

財政指標では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、特別会計等への繰出金の増や普通交付税などの収入の減により、前年度対比5.6ポイント増の94.1%と過去最も悪い数値となり、将来の財政を圧迫する可能性を示す将来負担比率についても、前年度対比34.4ポイント増の113.8%となり、財政の硬直化が進行している状況です。

さらに5年連続での甚大な災害に加え、特に「平成30年7月豪雨」では、過去に経験したことのない未曾有の大災害により、多額の基金（貯金）の取崩しが必要となり、極めて厳しい財政状況にあります。

本市は過去に2度、財政再建準用団体に転落したことがあり、かかる事態だけは避けなければなりません。

こうしたことから、限られた財源の中で持続可能な財政運営を持続するため、行財政健全化の取組を確実に実行していく必要があります。

(単位：千円)

財政調整基金	H25年度末	H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度末
残高	2,362,843	2,178,718	2,146,397	1,917,019	1,635,125
取崩額		270,000	35,000	236,000	290,000

※ 財政調整基金は5年間で約7億3千万円減少。さらに平成30年度は9月補正時点で約13億5千万円の取崩しが必要な状況

### 2 今後の財政見通し

今後の財政見通しについては、先行き不透明な経済社会情勢を反映して、市税収入の見込みも予測できない状況に加え、地方交付税総額の国の概算要求では0.5%減、本市への影響額は約2千万円減の見込みとなり、歳入見通しは非常に厳しい状況となることが予想されます。

歳出面においても、少子高齢化の進展等に伴う社会保障関連経費など義務的経費の増加や、平成31年10月からの消費税増税、いつ起こるか分からない災害への備えが必要となる中、災害復旧や災害対応を最優先課題として取り組まなければなりません。

一般財源の伸びが見込めない中で、予算編成に当たっては、基金（貯金）の取り崩しや地方債の発行に頼らざるを得ない極めて厳しい状況にあり、徹底した行財政改革に取り組む必要があります。

### 3 予算編成の考え方

予算編成に当たっては、過去に経験したことのない大災害からの復興を最優先に取り組むとともに、いつ起こるか分からない自然災害に備えて、徹底した歳出の抑制に努めます。

また、働き方改革推進計画と合わせた事務事業の見直しなど行財政健全化の取組を一層強力に推し進めます。

## 第2 基本方針

### 1 総括的事項

持続可能な財政基盤の確立に向けて、「限られた予算で最大の効果」が得られる予算編成とします。当初予算編成は、総計予算主義に基づき、通年予算として編成を行います。したがって、当初予算編成後に生じた特別の事情によるもの以外は、追加計上を行いません。予算の不足が生じても創意工夫により予算の範囲内での執行とします。

#### (1) 災害復旧を優先した緊縮型予算

過去に例を見ない甚大な被災からの1日も早い復旧・復興を最優先課題とし、事業全体の精査を行い、緊縮型の予算編成とします。

#### (2) スクラップ・アンド・ビルドの徹底

新たな事業の実施は基本的に行いません。どうしても必要と判断する場合は、既存事業の縮小・廃止を徹底します。

#### (3) 知恵と工夫による第5次綾部市総合計画の推進

本市の深刻な財政状況を認識した上で知恵と工夫を凝らし、少子高齢化への対応、産業振興による雇用確保、次代を担う人材の育成、農村集落の活性化と街なかの再生、市民生活における安全・安心の確保の解決に向けて、次の重点分野に取り組むこととします。

「医」…医療、福祉、介護、子育て

「職」…農、林、商、工、観光

「住」…安全安心、インフラ、公共施設、都市計画など

+ (プラス) 「教育」「情報発信」

#### (4) 働き方改革推進計画の取組

働き方改革推進計画の取組を一層推進し、コスト意識の向上、時間外勤務をはじめとする人件費の縮減を図ります。

#### (5) 行財政健全化の確実な実施

行財政健全化の取組（公共施設マネジメントなど）を確実に進めるとともに、行財政健全化委員会での決定事項を確実に反映させます。

#### (6) 次の世代へ課題を先送りしない、次の世代に繋がる予算

国・府支出金を始め、各種基金の有効活用、効果的な市債の発行等、財源の確保に努めるとともに、特別会計等を含めた将来の財政負担を抑制します。

## (7) 国、府との連携強化

国や府において進められる本市に係る制度の見直し等については、これまで以上に所管省庁・府等からの情報収集や調整、連携を綿密に実施し、適切に予算に反映させます。

## (8) 徹底した経費の見直し

### (ゼロベースからの見直し)

この厳しい財政状況の中で『これまでと同じ』予算は組めません。単に慣習・慣例による予算要求とせず、これまでの取組を検証し、特に同一事業を長期（5年以上）にわたり実施している事業については、事業内容の見直しや終期設定を検討します。

### (見直しの好機)

国・府からの財政支援が減少する事業については、事業の見直しの好機ととらえ、経過等にとらわれることなく廃止・縮小、手法変更を行ってください。

国・府からの財源減少分を市費で肩代わりすることは行いません。事業を見直すか、あらゆる機会を通じて要望活動等を行い必要な財源確保を行います。

### (単独施策の見直し)

単独施策は、国や府の考えではなく、本市が独自に必要としてきた事業です。真に独自で実施すべきであるかを全ての事業において再検討します。

また、各種イベント等の統廃合、隔年開催など、事業の効率化・適正化を進めます。

## (9) 徹底した財源確保

厳しい財源状況において、一般財源だけに頼る事業については見直し検討が必要です。各部・課において自らが積極的に財源確保に努めるとともに、各種歳入についての徴収状況の点検、目標の設定、具体的成果の出る滞納整理等の取組の検討・実施を通じて、財源を確保してください。特に滞納徴収の進まない事業は予算の縮小を基本とします。

また、導入が可能な国及び府補助等については、制度改正の動向等も勘案した上で、積極的に取り組むとともに、見込んだ全ての財源については全力で確保してください。財源が確保できなかった事業費は執行を停止します。

## (10) 熟度の高い予算

予算編成に当たっては、各部・課内で徹底して議論し、部・課としての方針を定め、事前に所属部長等の協議を済ませておいてください。

また、近年、契約執行後、多額の不用額や増額変更が生じる事務事業が多くあることから、要求額の算定に当たっては、直近の決算・執行実績に基づく金額の精査、執行額の増減につながる各種要因を十分検討するよう注意してください。事業者から徴取した見積金額のみに頼ることなく、見積条件、実施方法の妥当性等についても十分精査してください。

特にハード事業については、規模や構造、資材に至るまで、徹底した経費削減、精査に努めてください。

## 2 歳入に関する事項

### (1) 市税

経済の動向に十分留意し、税制改正、地方財政計画の見通し等を総合的に考慮しつつ、的確な判断により確実な見込額を積算してください。

また、税負担の公平を期すため、課税客体の把握漏れのないよう留意するとともに、各税目にわたり収納率の向上を図り、滞納額の減少に努めてください。

## (2) 分担金及び負担金

受益者負担の適正を期すため、事業の内容、受益の度合い、他事業との均衡等を考慮し積算してください。

また、受益者に対し、その本旨を周知徹底し、年度内完全収納に努めてください。

## (3) 使用料及び手数料

過去の実績を踏まえつつ、的確な年間収入見込額を積算してください。

なお、現在、使用料・手数料の見直しを検討していますので、料金見直し後の見込額を計上します。

また、受益者負担の原則から現行の水準のままでサービスを行うことが公平かつ適正な負担かどうか、個々のサービスごとに見直しを行ってください。

## (4) 国・府支出金

国及び府の予算編成の動向等を的確に把握し、関係機関との密接な連絡調整を図り、その確保に努めるとともに、各種制度を最大限活用できるよう類似の制度についても調査・研究し、的確・確実な収入額を積算してください。

## (5) 財産収入

桜が丘団地の販売促進に庁内挙げて取り組むほか、その他の財産収入については、適正な対価により積算するとともに、利用計画のない財産については、来年度中に売却に向けた取り組みを行い、財源の確保に努めてください。

## (6) 繰入金

特定目的基金からの繰入れについては、その基金設置の目的に従い、これまで充当していない事業への繰入れについても検討していただき、十分な事業効果が得られるよう有効活用に努めてください。

## (7) 市債

市債残高の計画的な削減や実質公債費比率等の縮減に向け、後年度の財政負担を十分考慮しつつ、効果的な市債の発行に努めるものとします。

## (8) その他

各種発行物等に広告を募集するなど新たな財源確保の手法も積極的に導入してください。

## 3 歳出に関する事項

### (1) 歳出予算積算基準

歳出予算の要求に当たっては、【別紙】歳出予算積算基準表に基づき、必要最小限の額を要求してください。

### (2) 経常的経費

ア 人件費、扶助費、公債費、その他支出根拠が法令、国・府要綱、既決の契約等に基づいて、義務的に支出しなければならない経費で任意に節減できないものについては、必要最小限の額を要求してください。

また、人件費については、働き方改革推進計画の取組を一層推進し、コスト意識の向上、時間外勤務の縮減等により人件費の抑制を図ります。

イ 需用費、役務費については、前年度当初予算額の範囲内又は平成29年度決算額を比較して低い額以下で要求してください。(消費税増税分も含む)

ウ 上記経費を除く経常的経費については、まん然と過去の枠にとらわれることなく、費用対効果の視点に基づき事務・事業の評価・検証を厳しく行い、その結果を踏まえゼロベースから積み上げ、的確な予算の見積りを行い、経費を減額してください。

エ 各種業務委託については、その必要性、業者選定や複数年等の契約手法の検討のほか、実績等を踏まえた上、仕様、金額等の内容全般を改めて見直し、経費を減額してください。

オ 指定管理料については、平成31年10月から消費税が10%に引上げられる予定ですが、消費税率引上げ分を使用料に転嫁する予定ですので、指定管理料の増額は行いません。

### (3) 政策的経費

ア 第5次綾部市総合計画・根幹事業計画に盛り込まれた施策のうち、平成31年度に必ず実施しなければならない事業を厳選した上で、更に既存の事業費の枠にとらわれることなく、事業内容、規模や構造、資材に至る一つ一つまで精査し事業費の縮減に努め、必要最低限の要求としてください。

イ 政策的経費については、十分、部・課等において、施策の概要、スケジュール、積算根拠、後年度への財政負担や費用対効果などあらゆる視点から精査を行った上で、本年度中に実施しなければならない理由を明確にし、要求してください。

ウ 事業名等については、その目的・内容が市民に分かりやすくPR効果のある表現を工夫してください。

エ 政策的経費のうち投資的経費（ハード事業）については、B表「事業費に関する調」を作成の上、提出してください。

オ 課題があると思われるものや方針的なものは、個別に理事者協議を済ませておいてください。

## 4 特別会計

それぞれの会計の設置目的に従い業務運営の合理化及び効率化を徹底し、安易に繰入金に依存することなく経費節減を図り、独立採算の堅持に努めてください。

また、所要経費の積算に当たっては、一般会計に準じて経費を積算し、所要額を要求してください。

なお、特別会計においても市債残高が急増しており、今後、その元利償還金が一般会計繰出金として、財政を圧迫する要因となることから、政策的経費については、第5次綾部市総合計画・根幹事業計画に盛り込まれた施策のうち平成31年度予定分の中から、更に事業内容を精査し、必要最小限の額を要求してください。

## 5 公営企業会計

公営企業会計については、経済性と公共性の観点から、経営の総点検を行い、企業体質の改善、経営の合理化により更なる経営健全化に積極的に取り組み、企業性格を十分に発揮し、独立採算性の確立に努めてください。

## 6 債務負担行為等

債務負担行為は、将来において財政負担を伴うものであるため、その内容などを十分精査の上、必要最小限のものについて要求してください。

消費税率は、平成31年10月から10%に引き上げられる予定です。したがって、債務負担行為の設定については、引き上げ後の消費税率（10%）が適用されるので、留意してください。

また、第三セクター、外郭団体については、経営状況を十分把握し、運営改善や効率化に積極的に取り組むよう指導してください。

## 7 予算説明資料

予算要求書類の提出に加え、政策的経費、経常的経費のうち新規又は、拡充事業については、事業費ごとに主要事業説明資料を提出してください。

提出については、予算費目担当者までメールしてください。

なお、上記以外の経常的経費については、別途、連絡します。

## 8 総合計画に係る事業分類

各事業の予算要求入力において、市総合計画における（章）、（節）、（細節）の事業分類を入力してください。

## 第3 予算編成事務

- 1 入力期限      **【経常的経費】**      平成30年11月14日（水）  
                         **【政策的経費】**      平成30年11月22日（木）

### 2 提出書類

- (1) 事業別予算概要（財務会計システム上の出力様式）

公営企業会計については、任意様式

- (2) その他参考となる資料

ア 事業別予算概要の記入スペースが不足する場合は、別紙を適宜追加してください。

既存資料で活用できるものは、別添として、できるだけ活用してください。

イ 予算が新たに規則、要綱等の制定又は改正を伴うこととなる場合は、その骨子案を添付してください。

ウ 投資的経費については、「事業費に関する調」（財政課－財政担当－予算各種様式保管）を添付してください。

エ 要求額の根拠となる見積書、設計書等は、必ず添付してください。

- (3) 債務負担行為（財政課－財政担当－予算各種様式保管）

- (4) 主要事業説明資料（財政課－財政担当－予算各種様式保管）

必ず平成30年度主要事業説明資料を参考に作成してください。エクセルデータが必要な場合は、担当者にお尋ねください。

（財政課－財政担当－◆予算説明資料－当初予算説明資料）

3 提出部数 各1部

第4 予算編成日程予定

平成30年	10月25日	予算編成事務説明会
	11月14日	【経常的経費】予算見積書等提出期限
	11月22日	【政策的経費】予算見積書等提出期限
	12月上旬まで	担当者ヒアリング・調整
	12月中旬から	財政課長調整
平成31年	1月中旬	企画財政部長調整 内示
	1月下旬	副市長調整
	1月下旬	市長査定
	2月上旬	予算決定通知
	中旬	予算説明資料、予算書作成
	下旬	3月議会告示
	3月初旬	予算上程

【別紙】歳出予算積算基準表

費目	積算基礎	留意点	備考
1 報酬	現行単価 日額報酬 5,000 円 嘱託職員報酬 A 147,000 円 B 137,000 円 C 126,000 円	委員定数、会議の回数、時間設定等について、随時見直しを行い、効率的運営に努めること。 交通費相当額についても、年間所要額を要求のこと。	
2 給料 3 職員手当等 4 共済費	雇用保険料 歳出（共済費） 0.9% 市分 0.6% 本人分 0.3% 歳入（雑入） 本人分 0.3%	職員給与費は、総務課が一括要求する。 事務・事業の改善や効率的・計画的執行により時間外勤務手当の縮減に努めること。  臨時職員・嘱託職員に係る共済費については、補助対象となるものを除き、総務課で一括要求のこと。	補助事業等に要する事業費支弁人件費がある場合は、限度額まで取り込むこと。
5 災害補償費 6 恩給及び退職年金	年間所要額		
7 賃金	単価 一般事務 6,840 円 保育士 7,240 円 幼稚園教諭 7,240 円 看護師 7,740 円 保健師 7,940 円 調理員 6,840 円	臨時職員賃金のうち、産休等代替については、総務課で一括要求のこと。 臨時職員の雇用については、その必要性について総務課と十分協議の上、要求のこと。 交通費相当額についても、年間所要額を要求のこと。	
8 報償費	日額報償 5,000 円 半日報償 2,500 円	記念品は、原則として認めない。 必要と認められている各種大会等における記念品については、再検討の上、不必要なものは廃止すること。	
9 旅費	条例等に基づく旅費の額、支給方法等による。	費用弁償と普通旅費に区分のこと。 旅費全般について必要性や効果等を改めて精査し、節減を図ること。 出張等の目的、日程、行先、人数（同一用務は、2人以内とする。）、利用交通機関等を十分精査すること。 総会、大会等の形式的な出張は、原則認めない。 先進地視察については、視察目的、視察日程等を明確にして、要求のこと。 職員研修経費については、総務課で取りまとめ一括要求のこと。	
10 交際費	前年度予算額の範囲内		



11 需用費	まん然と過去の実績等によることなく徹底的に事務の洗い直しを行い、経費の節減を行うこと。 <u>前年度予算額又は平成29年度決算額の低い額以下</u>		
消耗品費	払出物品単価表を参考のこと。	事務用品は、在庫管理を徹底し、新規の購入は抑えること。 例規データベースの活用等により法令等の追録の見直しを行うこと。 コピー機経費について、保守整備費を含む積算カウンター料金制の場合は消耗品費で要求のこと。 機器リース代のみ使用料及び賃借料で要求。	
燃料費	実績額±特殊要因 1リットル当たり (税抜き) ガソリン(無鉛) 147円 軽油(軽油取引税込み) 128円 灯油 97円 混合油 187円 その他は、各施設の現契約単価	月々の使用状況を把握し、節減すること。 積算根拠を明確に記載すること。 月額実績及び特殊要因の積算内訳表を提出のこと。	
食糧費		公費をもって賄われていることを強く認識し、節度ある対応を図ること。	
印刷製本費	単価については、必ず参考見積書を徴するなど精査して要求のこと。	在庫管理を徹底し、必要最小限の部数を印刷のこと。 パソコン、簡易印刷機等の活用により、極力内部印刷とすること。 外注は可能な限り内容を圧縮し、必要以上に華美としないこと。	
光熱水費	実績額±特殊要因	月々の使用状況を把握し、節減すること。特に節水、節電に努めること。 積算根拠を明確に記載すること。 月額実績及び特殊要因の積算内訳表を提出のこと。 電力の小売自由化により、電気会社を選択できることから積極的な活用を検討してください。	

修繕料		施設等の修繕は、計画的に行い、危険度の高いものを優先すること。 施設等の適切な機能維持に必要な最小限の経費を要求のこと。 施設等を十分に点検し的確に算定のこと。 現況を把握できる写真や設計書その他参考となる資料等を添付すること。	
賄材料費		対象人員、数量、実績等を十分に検討し的確に見積もること。	
医薬材料費		対象人員、数量、実績等を十分に検討し的確に見積もること。 在庫管理を徹底すること。	
12 役務費	<u>前年度予算額又は平成29年度決算額の低い額以下</u>		
通信運搬費	電話料、郵便料は、実績額±特殊要因	文書等の発送方法の工夫や電子メールの活用などにより節約すること。 積算根拠を明確に記載すること。 月額実績及び特殊要因の積算内訳表を提出のこと。	郵便料（郵政のみ宅配便は除く）については、補助事業の対象経費とするものなど、該当予算科目で計上すべきもの以外は、総務課で一括要求すること。
広告料		広報あやべ・ねつとの活用を図ること。 新聞記事掲載としての手法も大いに活用すること。	
手数料		参考見積書その他参考となる資料を添付すること。	
保険料		建物、公用車の保険料については、総務課と調整の上、要求のこと。 参考見積書を添付のこと。	公用車の任意保険料のうち、全国市有物件共済会加入分については、総合契約で加入すること。
13 委託料	経常的なものは前年度予算の範囲内とする。	市民サービス、事業効果及び経済性を十分に考慮し、民間委託を推進すること。 施設の維持管理等委託料については、回数や範囲等従来の仕様条件を再度見直し、経費の節減を図ること。 複数の参考見積書を徴取するなど要求の段階から精査を加え要求のこと。 見積書は、一式などでなく個数、単価等明確な積算根拠によるものを提出のこと。 複数年契約によるものは、契約書の写しを添付のこと。	

14 使用料及び賃借料	前年度予算の範囲内を原則とする。	会場借上げは市の施設の利用を原則とする。 借地料については、今後の財政負担に十分留意するとともに、借地料全体の均衡を保つこと。 過去の経緯等により均衡の保たれていないものは、随時見直しに努めること。 ※コピー機器リース代のみ使用料及び賃借料で要求のこと。	
15 工事請負費		位置図、図面、設計書、写真その他参考となる資料を添付のこと。 補助事業については補助率、補助限度額に留意し、関係機関と連絡を密にし、過大・過小な要求にならないこと。 単独事業については、事業の緊急性及び優先度を十分に考慮し厳選すること。 維持補修的なものは、施設の効用を発揮するための必要最小限の額とする。	
16 原材料費		必要最小限の額とすること。	
17 公有財産購入費		用地購入は、適正な単価により要求のこと。 土地の位置図、所有者、面積その他参考となる資料を添付すること。	
18 備品購入費		真に止むを得ないもののみ要求のこと。 参考見積書を徴取するなど適正な金額で要求のこと。	
19 負担金補助及び交付金		会費については、加入の必要性を再検討すること。 補助金については、行政の責任分野、経費負担のあり方、必要性、行政効果を十分検証し、時代の要請に合わないものは廃止・縮減を行うこと。	新たな補助金制度の創設などはその支出根拠となる要綱案を同時に提出のこと。
20 扶助費	実績額±増減要因	対象人員、数量、実績及び国の動向等を的確に把握し算定のこと。 単独施策については、行政効果、受益者負担の適正化など十分検証し、随時見直しを行うこと。 実績及び増減要因の積算内訳表を提出のこと。	
21 貸付金		制度融資等に係るものは、実績等を的確に把握し算定のこと。	

22 補償補填及び賠償金		物件補償等については、積算内訳表を添付のこと。	
23 償還金利子及び割引料		市債の償還金は、償還表に基づき要求することとし、今後の借入予定の地方債利子については、貸付金利を1.0パーセントで積算のこと。 一時借入金利子は、期間及び金額の明細を記載しておくこと。	
24 投資及び出資金		必要最小限の額とすること。	
25 積立金		基金などの預け入れ利率の動向に十分留意し、会計課と調整の上、要求のこと。	
26 寄附金		当初予算においては、節設定を行い、予算計上は、原則として9月及び3月の補正予算において対応するものとする。	
27 公課費		公用車の車検時期など計上漏れのないようにすること。	
28 繰出金		特別会計においても、所要経費の積算に当たっては、一般会計に準じて経費を算定し、安易に繰入金に依存することなく経費の節減を図ること。 特別会計に対する繰出金は、その内訳を詳細に明記すること。	